

電気工事士免状の再交付申請について

第一種又は第二種電気工事士免状（旧電気工事士免状を含む。）を汚損、破損、紛失した場合は、下記により再交付の申請をしてください。

1. 申請先等

- (1) 申請先 千葉県電気工事工業組合（本部及び支部）
（本部）千葉市中央区道場南1丁目9番15号
電 話：043-224-6086
F A X：043-224-6087
ホームページアドレス <http://www.chidenko.jp/>
- (2) 申請方法 申請書類を一式用意し、原則窓口で申請してください。
なお、窓口申請ができない場合、申請先に連絡し、申請方法を相談してください。
また、窓口へ持参する際は、本人又は代理の方が申請してください。

2. 申請できる方

千葉県知事から免状の交付を受けた方

※免状の再交付は、現住所に関係なく、免状を交付した都道府県知事が行います。
よって、他の都道府県知事が交付した免状の再交付手続きについては、交付した都道府県の電気工事士免状担当課へご確認ください。

3. 申請書類

- (1) 電気工事士免状再交付申請書
- (2) 手数料 千葉県収入証紙 2, 700円
※収入証紙は、県庁、地域振興事務所、市町村役場等で販売しています。
- (3) 写真1枚 縦4cm×横3cm、上三分身像、無背景、6ヶ月以内撮影のもの。
※裏面に氏名を記入してください。
- (4) 汚損又は破損した電気工事士免状

4. その他の注意事項

婚姻等により氏名が変わった場合には、再交付申請と同時に書換え申請が必要になります。

※詳しくは、産業保安課ホームページ「電気工事士免状の書換え」をご覧ください。

様式第4

電気工事士免状 再交付 申請書		×整理番号			
免状の種類	第一種 ・ 第二種	×受理年月日			
令和 年 月 日					
千葉県知事 様					
郵便番号			-		
			連絡先電話番号		-
申請者住所					
フリガナ					
申請者氏名				生年月日	昭和・平成 年 月 日生
電気工事士法施行令第4条第1項の規定により（第一種・第二種）電気工事士免状の再交付を受けたいので、申請します。					
免状の交付番号	千葉県 第 号				
免状の交付年月日	昭和・平成・令和 年 月 日				
再交付を受ける理由	1. 汚損 2. 破損 3. 紛失				

注意

- 1 写真1枚（縦4cm×横3cm、上三分身像、無背景、6ヶ月以内撮影のもの）を添付すること。
- 2 汚し、又は損じた免状は、この申請書に添えて返納すること。
- 3 失った免状を発見したときは、返納すること。
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

写真貼付欄

手数料貼付欄
(千葉県収入証紙)

手数料貼付欄
(千葉県収入証紙)

裏面に氏名を記入し、写真1枚を糊で貼り付けること。

なお、写真を貼り付ける際には、上記の注意1を遵守すること。

遵守できていない場合、再度、提出していただく可能性があります。

(記載例)

電気工事士免状 再交付 申請書		×整理番号		
免状の種類	第一種 ・ 第二種	×受理年月日		
千葉県知事 様		日中連絡がつく連絡先を記入してください。(携帯番号優先)		令和 3年 4月 1日
郵便番号	2 6 0 - 8 6 6 7	連絡先電話番号	090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
申請者住所	千葉県千葉市中央区市場町1番地1			住民票又はマイナンバーカード等に記載されているとおり記入してください。
フリガナ	チハ、イチロウ	生年月日	昭和・平成 54年3月21日生	
申請者氏名	千葉 一郎	住民票又はマイナンバーカード等に記載されているとおり記入してください。		
電気工事士法施行令第4条第1項の規定により(第一種・第二種)電気工事士免状の再交付を受けたいので、申請します。				
免状の交付番号	千葉県 第 11111 号			
免状の交付年月日	昭和・平成・令和 30年 4月 1日			
再交付を受ける理由	1. 汚損 2. 破損 3. 紛失			

電気工事士免状に記載されている交付番号、交付年月日を記入してください。交付番号等が不明の場合は、千葉県電気工事工業組合へ連絡してください。電話：043-224-6086

様式第4

注意

- 1 写真1枚(縦4cm×横3cm、上三分身像、無背景、6ヶ月以内撮影のもの)を添付すること。
- 2 汚し、又は損じた免状は、この申請書に添えて返納すること。
- 3 失った免状を発見したときは、返納すること。
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

写真貼付欄	千葉県収入証紙 2,700円分を貼付けてください。 ※注意 国の収入印紙ではありませんので、注意してください。
手数料貼付欄 (千葉県収入証紙)	手数料貼付欄 (千葉県収入証紙)

写真の向きに注意して貼り付けてください。

裏面に氏名を記入し、写真1枚を糊で貼り付けること。
なお、写真を貼り付ける際には、上記の注意1を遵守すること。
遵守できていない場合、再度、提出していただく可能性があります。

・写真は 縦4cm×横3cm サイズ厳守
・裏面に氏名を記入してください。
・裏面に糊付けし、写真貼付欄の枠の中に写真を貼り付けてください。